

公有化後における史跡等の管理・活用計画

様式31・32

補助事業者名	美浜町	事業名	史跡・興道寺廃寺跡	事業形態	直接買上げ								
(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
当史跡は、7世紀後半に創建され8～9世紀の再建過程を経て10世紀初頭まで存続したとされる金堂、塔、講堂が配置された法起寺式寺院であり、北陸地方において創建から廃絶に至るまでの伽藍変遷が明らかになった数少ない古代寺院として、また、地方寺院造営の在り方と有力氏族による仏教信仰の展開を知るうえで重要な史跡であることから平成30年2月に国史跡として指定されている。 町では、この史跡を適切に保存管理するとともに広く活用を図るため、保存活用計画を令和元年度に、整備基本構想を令和2年度に策定し、指定地全体を史跡公園として整備するという長期的な構想を描いており、当面の目標として、令和7年度から10年度までの4か年で史跡全体の公有化を完了させたいと考えている。 現在、史跡指定地(67筆)は、一部町有地(町道・7筆)を含むもののその約9割が民有地であり、実数47人の地権者が各狭小地において一部畑作を行うほか草刈り等の管理を続けてきた。しかしながら、地権者の高齢化ともあいまって管理放棄地が近年増加傾向にあり、今後も更なる史跡の荒廃化進行が憂慮されるため、ここを公有化し町による一元的な保存管理を徹底したいと考えている。 これを地権者等の理解を得ながら円滑に進めるため、保存活用計画と整備基本構想に基づき「公有化方針」を定め地権者説明会等の開催に努めてきた。 令和7年度においては、寺域中心ゾーンのうち唯一の居住地部分を最優先に公有化し、令和8年度においては、金堂、塔、講堂、中門及び南門などの主要遺構が確認された土地の公有化を優先に取組み、管理団体である町を主体とした適切・確実な保存管理環境を早期に整えたいと考えている。 上記の公有化範囲を含む史跡整備の全体構想については、「史跡興道寺廃寺跡保存活用計画書(P.65～85)」及び「史跡興道寺廃寺跡整備基本構想(P.67～87)」に記載されている。(☆)													
番号	公有化計画地		公有化の緊要性			令和9年度以降当面の活用方針							
1	美浜町興道寺4号観音1番1 外1筆		主要遺構地(金堂)の保存管理環境を早期に整えたいため。			公有化した土地について、養生、盛土保護等の遺構保存整備や樹木修景整備を順次行う。その間、仮設の遺構表示や案内・解説板の設置を進めながら、講座やガイドツアーを実施するなど、特に町民に対して整備に向けての機運醸成を図ることとしている。							
2	美浜町興道寺4号観音3番 外4筆		主要遺構地(塔)の保存管理環境を早期に整えたいため。										
3	美浜町興道寺4号観音11番1 外2筆		主要遺構地(講堂)の保存管理環境を早期に整えたいため。										
4	美浜町興道寺6号淵ノ上20番 外2筆		主要遺構地(中門・南門)の保存管理環境を早期に整えたいため。										
5	美浜町興道寺6号淵ノ上21番 外3筆		主要遺構地(南限遺構等)の保存管理環境を早期に整えたいため。										
当該年度事業費		31,241千円	当該年度補助額		24,992千円								
(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
公有化		R7～10											
管理 (R8買上地)	樹木修景整備	草刈等の徹底 修景施業の実施 暫定開放	R9～14										
	仮設整備 (解説板整備・ガイド)	簡易解説板の設置 講座・ガイドツアーによる解説	R9 R9～14										
活用 (R8買上地)	緑地帯整備	暫定開放	R10～14										
	仮設整備 (解説板整備・ガイド)	簡易解説板の設置 講座・ガイドツアーによる解説	R9 R9～14										
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備基本計画策定 基本設計・実施設計 整備工事	R10～11 R12～13 R14～R15										
	史跡公園供用予定		R16～										
上記に係る特記事項													
※ R7買上地を含む公有化対象地の緑地帯整備(暫定開放)は、史跡公園としての供用を部分的に先行実施するものであり、史跡全体の整備基本計画との整合性に留意して実施する。 ※ 当面は草刈等管理を徹底し、ある程度一団性が確保された段階で管理が容易になるよう樹木修景を行う。その後の管理については、地域住民との協働体制を視野に入れ幅広く検討を進める。 ※ 講座やガイドツアーによる解説は、買上地に設置する簡易解説板を活用して実施することとし、当該史跡の重要性、今後の整備・活用計画の理解を促進することを目的とする。 ※ 駐車場、トイレ、四阿、ベンチ等便益施設の周辺整備に伴い更なる発掘調査が必要となり、整備計画の見直しが必要となることに留意する。													